



地域おこし協力隊
ちゃんりかの
(張 梨香)

五城目探訪記

第7回/3月

5月の23日

春よ来い。

■活動のご報告(一部)

1. コミュニティ生活圏の形成

これまでの活動を維持し、部会ごとの取り組みの連携を図るため、運営委員会をつくり、組織の力を強めていきたいと思っています。

この取り組み、もとは県の方から投げかけられた課題であり、正直なところ、「呼ばれたから」参加してくれている人もいると思うのです。(正直すぎて、ごめんなさい)でも、だからこそ、(まじめな話もいいけれど)まずは「楽しく」「やりたい」と思えることを！やっていたいけるよう、仕組みを作っていきたい。すごいことはなくても良くて、楽しいと思えることをやっていると、続くものも続かないので。そんな気持ちで来年度もやっていきたいと思っています。

2. 関係人口の創出

オンラインミーティングが終わり、来年度に向け準備中。関係人口からはじまり、ついに移住をしてくるよ！という噂もちらほら。春が楽しみです。

3. 自身の定住に向けた活動

●「交民館」の活動

秋田公立美大附属高等学院のビジュアルデザインコースの3年生のみなさんによる卒業制作の展示・販売が交民館で行われました。だまこをモチーフにしたグッズや、五城目に生えていた“コケ”を瓶に飾った作



品、五城目で出されたゴミを組み立てた作品など、変わり種も……面白かったです。作品は制作から値付けまですべて生徒のみで考えたとのこと。売り切れもたくさんありました。近隣の町からもたくさんの方々にお越しいただきました。来年度も五城目との関係を深めていきたいと先生はおっしゃっていたので、次はあなたのところに高校生が取材にくるかもしれません！お楽しみに☆

★3月は(水)、(金)10時～16時は基本スタッフ常駐。それ以外の時間も希望があれば利用可能。

★利用料金は100円/1人3時間まで(冬季は+暖房代)。

★連絡先 ☎090・8941・8349(ちゃんりか) Facebook「交民館」で検索！

★お知らせは窓ガラスなどにも随時貼りだしています。気軽にのぞいてみてください！

農家の皆さまへ 大雪等による被害 施設の復旧などを支援します

(1月7日、2月16日の暴風雪を含む)

の軽減に向けた取り組みや

- ▶対象者 農家、農家グループ、JA等、町長が適当と認める方
 - ▶対象経費 令和2年12月14日以降、パイプハウス(水稻育苗用含む)の被害防止・復旧に要した経費
 - ▶補助率 3分の1以内
- ※事業の申請には、被災の状況が分かる写真や、かかった経費の証拠書類(領収書等)が必要になりますので、忘れずに保管をお願いします。



お問い合わせ 町農林振興課 (☎852・5215)

令和2年度防火・防災作文コンクール 最優秀賞

「わたしが思う 防火・防災」

五城目小学校5年
伊藤 葵さん(黒土2区)

わたしの家は、7年前に火事で無くなりました。わたしはその時4才でしたが、家から逃げ出す時、炎が家の奥の方から次々と物に燃え移っていった光景を今でもはっきりと覚えています。火事の原因は、スイッチの入った電気毛布のコードの上にほこりがたまり、さらにその上に物が乗っていたことだと聞きました。

火事を起こさないためにも、火事の元になるような危険を知ることが大切だと思います。

- ・コードに付いているほこりを掃除する。
- ・コードの上に物を置かない。
- ・ストーブの上に洗たく物を干さない。
- ・ガスコンロを使う時、そで口が大きい服を着ない。

まだまだ気を付けなければならぬことばかりあると思います。ですが、火事はちょっとした気配りで防ぐことができる災害です。わたしの家の火事ではだれもけがをしませんでしたが、火は本当におそろしいものであると感じました。

そんなわたしが住んでいる地区は、目の前に内川が流れ、後ろには山がある「土砂災害危険地域」に指定されています。自然の災害は、人間の力では止めることはできません。それでも、命を守るために備えることはできます。

わたしの家は、避難所まで約1kmあるのですが、もし土砂くずれが起きた場合は、2階の山側ではない方の部屋に避難することになっています。また、地震が起きた時は、テーブルや机の下にかくれて頭を守り、自分で自分を助けることを一番に考えています。

どんな災害も、自分を大事にしないと、家族や近所の人を助けることができず。子供のわたしでもできることを、これからもっと見つけていこうと思います。

そして、命を大切にすることが、防火・防災につながっていると思います。

シリーズ 高めよう防災意識 町の防災体制を知る

◆災害時のご連絡は

町役場代表電話または町消防署へ

町では、春から秋にかけての大雨・洪水警報が発表された場合だけでなく、冬期間の大雪や暴風雪時などにも、必要に応じて災害準備室等を設置し、24時間体制で電話回線を開放しています。

何か連絡やお問い合わせがある場合は、**役場代表電話(☎852・5100)または町消防署(☎852・2028)**、各課室の電話番号へおかけください。

なお、災害発生のおそれなくなり、警報等が解除される局面などでは、職員が自宅待機となる場合があります。その場合は、警備会社へ電話がつながりますので、用件をお伝えください。その後、緊急連絡網で職員に伝達し、担当から折り返し連絡をします。緊急の場合は、町消防署へ電話をお願いします。

◆迅速・的確に配備体制を構築し

災害応急活動を実施

町では、災害が心配された時、町地域防災計画に沿った防災体制をとり、対応にあたっています。

この防災体制には、「災害対策本部」を最上位とする4段階があり、以下、「災害警戒対策部」、「災害警戒対策室」、「災害準備室」となっています。

それぞれの主な設置基準と町職員の参集人数は以下のとおりです。

■災害対策本部(全職員)

- ・特別警報が発表される可能性がある。
- ・甚大な災害が発生し、拡大のおそれがある。
- ・多くの家屋で床上浸水を確認。
- ・震度6弱以上の地震が発生。

■災害警戒対策部(全課・78人)

- ・災害が発生し、拡大のおそれがある。
- ・多くの家屋で床下浸水を確認。
- ・震度5弱の地震が発生。

■災害警戒対策室(町住民生活課ほか・19人)

- ・警報等が発表され、被害のおそれがある。
- ・震度4の地震が発生。

■災害準備室(町住民生活課・3人)

- ・大雨・洪水警報が発表。
- ・震度3の地震が発生。

※参集人数は目安であり、災害の状況に応じて必要な人数を招集します。

※記載の参集人数には、消防署員は含まれません。

お問い合わせ 町住民生活課 (☎852・5112)